

青少年のインターネットリテラシー向上のための講習会への 専門講師派遣実施要領

1 趣旨

SNSへの自殺願望の書き込みやインターネット上の自殺関連サイトを介して、青少年が犯罪に巻き込まれたり、初めて会う人と一緒に自殺するという事件が社会問題となっている状況を踏まえ、インターネット上の自殺関連情報にアクセスすることの危険性や、フィルタリングを利用することで安全に安心してインターネットが利用できることを学ぶ講習会に講師を派遣し、青少年のインターネットリテラシーを高める。

2 対象講習会

対象となる講習会は、原則として県内に在住、在勤又は在学する者10名から数百名程度が参加し、学校関係者（生徒、児童、教職員）、保護者（未就学児の保護者含む）等を対象とする講習会で、派遣の趣旨に適合するものとする。

ただし、次のいずれかの該当するものは除く。

- (1) 苦情・要望等を目的としているとき。
- (2) 講習会の実施と併せて、
 - ① 営利を目的とした催し等を行うとき
 - ② 特定の政党を支援する活動を行うとき
 - ③ 特定の宗教を布教する活動を行うとき

3 派遣数

派遣する講習会の数は45講習とする。また、1申込者につき1講習とする。

4 講習会の講師

派遣する専門講師は、別に定める団体から派遣する。

5 派遣日時

派遣日時は、原則として令和8年4月30日から令和9年2月28日までの間、県が申込者と調整の上決定する。時間は、原則として説明及び質疑応答の時間を合わせ1時間程度とする。

なお、募集期間は令和8年4月15日から令和9年2月12日までとする。

6 実施方法

- (1) 申込者は、原則として講習会実施の2週間前までに、申込書（様式1）又はインターネットの送信フォームにより申し込む。
- (2) 県は、申込を受け付けたときは、派遣する団体と日程調整した後、派遣決定通知書（様式2）により申込者に派遣する講師等を通知する。
- (3) 団体は、講習会実施の前に申込者と打ち合わせて、講習する内容を調整する。
- (4) 申込者は、講師の派遣を受けて講習会を実施した後2週間以内に、実績報告書（様式3）により県へ報告する。
- (5) 申込者は、講習会の開催日等についての変更または中止の必要性が生じた場合は、変更依頼書（様式4）または取消依頼書（様式5）により、1週間前までに県に提出する。県は、変更依頼または取消依頼を受け付けたときは、変更決定通知書（様式6）または取消決定通知書（様式7）により申込者に通知する。

7 会場及び経費

講習会開催に必要な会場は原則として県内として、会場及びプロジェクター、スクリー

ン等の機材は申込者が準備し、会場費その他講習会開催に必要な一切の経費は申込者が負担する。ただし、派遣講師への謝金及び交通費は県の負担とする。

なお、台風や大雪など荒天により講師派遣を中止した場合は、県は中止に係る経費を補償しない。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。